

国家知識産権局の規則制定手続規定

第一章 総則

第一条 国家知識産権局の規則制定手続を規範化し、規則の品質を高めるため、『中華人民共和国立法法』、『中華人民共和国規章制定程序（規則制定手続）条例』、『中華人民共和国法規規章備案審査（法規規則届出審査）条例』などの法律、行政法規に基づいて、本規定を制定する。

第二条 国家知識産権局は、関連する法律、行政法規及び国務院の決定、命令に基づいて、職責と権限の範囲内で規則を制定することができる。

国家知識産権局の規則のプロジェクト立ち上げ、起草、審査、決定、公布、届出、解釈、改正及び廃止などは、本規定が適用される。

第三条 国家知識産権局の規則の制定は、中国共産党の指導を堅持し、中国共産党中央委員会の路線方針政策と決定手配を実施し、『中華人民共和国立法法』が定める指導思想と立法の原則に従い、憲法、法律、行政法規及びその他の上位法の規定に沿うものとする。

第四条 国家知識産権局の規則の制定は、国民、法人及びその他の組織の合法的な権益を効果的に保証し、履行すべき義務を規定する一方、対応する権利及び権利の実現を保証する手段を規定するものとする。

規則の制定は、行政機関の職権と責任の一致の原則を具体化するものとし、関連する行政機関に必要な権限を付与する一方で、その職権行使の条件、手続、及び負うべき責任を規定するものとする。

法律、行政法規、又は国務院の決定、命令という根拠がないかぎり、規則は国民、法人及びその他の組織の権利を減少させ、又はその義務を増加させるような規範を定めてはならず、部門の権限を増加させ、又はその法定職責を減少させてはならない。

第五条 規則の名称は通常、「規定」、「弁法」、「規程」などといい、「条例」というてはならない。

第六条 規則で使用される用語は、正確で簡潔であり、立法の技術規範に沿うものとする。条項の内容は明確、具体的で、運用可能であるものとする。

規則の内容が複雑な場合は、章、節に分けることができる。必要であれば、目次、注、付録、索引などの追加部分を設けてもよい。

第二章 プロジェクト立ち上げ

第七条 国家知識産権局の各部門・機関が規則を制定、改正する必要があると考える場合、毎年12月1日までに条法司にプロジェクト立ち上げ申請を報告・送付するものとする。プロジェクト立ち上げ申請には、プロジェクト名称、プロジェクト立ち上げの必要性と実行可能性、解決すべき主要問題、確立又は改善しようとする主要制

度、起草部門・機関、前期の準備状況、プロジェクト責任者、プロジェクト担当者、スケジュール、及び完成日などの内容が明記されるものとする。

第八条 条法司は、各部門・機関から提出されたプロジェクト立ち上げ申請について検討・実証を行い、国家知識産権局の年度立法作業計画を策定する。

立法作業計画の制定は、重要なポイントを強調し、全体の情勢を考慮し、十分に実証するものとする。問題の方向性、社会的ニーズ、及び実際の条件によって、立法プロジェクトは次の2つに分類することができる。

(一) 緊急性と社会的要請が高く、条件が成熟しており、基本概念、職能分担、及び法的責任などについて大きな論争がないもの。

(二) 立法の必要性はあるが、立法条件が比較的未成熟であり、条件が整った時点でできるだけ早く審議に付すことができるよう作業を急ぐ必要があるもの。

第九条 年度立法作業計画は、厳格に実施されるものとする。起草部門・機関は、起草作業を緊急に推進するものとする。そのうち、立法プロジェクトの第一類とされた場合、起草部門・機関は、当年3月1日までに、本規定第十六条の要求に従い、審査用の規則草案と関連資料を提出するものとする。

条法司は、立法プロジェクトの進捗状況を速やかにフォローし、調整と監督指導の手配を強化するものとする。起草部門・機関は、規則に係る法律関係が複雑であり、又は法的リスクが大きいと考える場合、条法司の早期関与を要請するものとする。

年度立法作業計画に定められた期限までに完成しなかった立法プロジェクトについては、起草部門・機関はその理由を説明し、かつ局の関連する責任者に報告し、その同意を得た後、関連情報を条法司に文書で通知するものとする。

第十条 作業の実際の状況から、立法プロジェクトをたしかに増やす必要がある場合は、関連する部門・機関はプロジェクト立ち上げ申請を提出し、かつその理由を説明し、局の主要責任者に報告し、その同意を得た後、その年の立法作業任務に盛り込む。

第三章 起草

第十一条 年度立法作業計画に含まれる規則は、規則のプロジェクト立ち上げ申請を提出した部門・機関が起草作業に責任を負う。規則の内容が2つ以上の部門・機関に係る場合は、1つの部門・機関が先頭に立って起草を行い、関連する部門・機関が協力する。包括的な規則の場合は、条法司が起草を手配してもよいし、又は特別作業部会を設置して起草に責任を負わせてもよい。起草部門・機関は、起草作業の進捗状況を条法司に報告するものとする。

専門性が高い規則の起草の場合は、関連分野の専門家、公職弁護士を起草作業に関与させるか、又は関連専門家、教育・研究機関、社会組織に起草作業を委託することができる。

第十二条 規則の起草は、科学的立法、民主的立法、法に基づく立法の原則に則り、綿密な調査・研究を行い、実務経験をまとめ、国民の参加、専門家の議論、リスク評価、及び集団討論などの方法を総合的に活用するものとする。意見の聴取は、シンポ

ジウム、討論会、公聴会、書面による意見募集など、さまざまな形態をとることができ、かつ意見の収集と採択に関する報告書を作成する。

起草部門・機関はシンポジウム、討論会、公聴会を開催し又は実地調査を行う場合、条法司の参加を要請することができる。

第十三条 規則を起草する過程において、局の関連する部門・機関の意見を十分に聴取し、かつ自発的に調整するものとする。十分に調整された後も、局の関連する部門・機関と合意に達しない場合、局の関連する責任者に報告し、その決定に委ねるものとする。国務院の他部門の職責に係る場合、又は国務院の他部門と密接に関連する場合は、書面で国務院の他部門の意見を求めるものとする。

国務院の他部門の職権範囲に係り、規則の共同制定が必要な場合、局の関連する責任者に報告し、その同意を得るものとする。起草部門・機関は、関係部門と関連条項について十分に意思疎通を図り、かつ合意を形成するものとする。

第十四条 秘密保持が法律で義務付けられている場合を除き、規則草案及びその解説書は、30日以上の意見募集期間を定めて、意見募集のために社会に公開されるものとする。

意見募集を行う前に、起草部門は、関係措置の予想される効果及び起こりうる影響を評価し、条法司の意見を求めるものとする。

起草される規則が大きな利害調整に係わり、又は大きな意見相違があり、国民、法人又はその他の組織の権利と義務に大きな影響を与え、国民にとって一般的な関心事であり、意見を聴取する必要がある場合は、起草部門・機関は公聴会を開催し、意見を聴取するものとする。

第十五条 起草部門・機関は意見募集の結果に照らして、規則草案を修正し、審査用の規則草案を作成し、起草部門・機関の責任者が署名した後、正式に条法司に報告・送付し、審査を受ける。他の部門・機関に係る場合は、関連する部門・機関が連署するものとする。

第十六条 審査用の規則草案を報告・送付する場合、起草部門・機関は以下の文書及び資料を提出するものとする。

(一) 審査用の規則草案。それには主に以下のものが含まれる。制定の目的と根拠、適用範囲、主管機関又は部門、適用原則、具体的な管理措置と手続、行政機関と相手方との権利・義務関係、法的責任、施行日、及びその他規定が必要な内容など。

(二) 審査用の規則草案の解説書。それには主に以下のものが含まれる。必要性、実行可能性、規定されている主な措置、関係者の意見とその調整・処理の状況。法律、行政法規、及びその他の上位法の規定への適合状況。関連する規則との調整と整合性の状況、及び改革のニーズへの適合状況など。

(三) 審査用の規則草案の主要問題に関する意見の相違。

(四) その他の関連資料。それには以下のものが含まれる。根拠となる中国共産党の路線方針政策と決定手配、研究報告、シンポジウムと討論会の報告、公聴会の記録、国内外の関連立法資料、改正草案の新旧条項の比較表、意見採択状況の比較表、規制対象領域の実情、及び関連データなど。

規定に基づいて審査用草案について公正競争の審査、重要な決定による社会的安定

性のリスクの自己評価、科学技術革新の整合性の審査を実施すべき場合は、起草部門・機関は関連する裏付け資料を提出するものとする。

第四章 審査

第十七条 審査用の規則草案は条法司が審査する。審査内容には次の各号が含まれる。

- (一) 本規定第三条、第四条の規定に合致しているかどうか。
- (二) 社会主義の中核的価値観の要求に合致しているかどうか。
- (三) 規則制定に関する法定の権限と手続に合致しているかどうか。
- (四) 関連する規則に協調し、整合性があるかどうか。
- (五) 審査用の規則草案の主要問題に関する関係機関、組織、国民の意見が正しく処理されているかどうか。
- (六) 立法の技術規範に合致しているかどうか。
- (七) その他審査が必要な内容。

第十八条 審査用の規則草案が次の各号のいずれかに該当する場合、条法司はその処理を遅らせるか、又はそれを起草部門・機関に差し戻すことができる。

- (一) 規則制定の基礎条件が未成熟であるか、又は重大な変化が生じた場合。
- (二) 国务院の関係部門、機構又は局の関連する部門・機関に規則制定の必要性、実行可能性などの重大問題又は審査用の規則草案に規定された主要制度をめぐって大きな論争があり、起草部門・機関は十分な協議を行っておらず、合意に達していない場合。
- (三) 規則の構成、内容又は立法技術に重大な欠陥があり、全面的な調整と修正が必要な場合。
- (四) 関連規定に従って公に意見を募集していない場合。
- (五) 規定に従って関連審査資料を報告・送付しなかった場合。
- (六) その他、局務会議の審議に付すことが適当でない場合。

差し戻された審査用の規則草案は、起草部門・機関によって修正され、本規定に適合している場合、差し戻し日から45日以内に条法司に再提出して審査を受けることができる。所定の期限内に審査に再提出されない場合、又は審査用の草案とその解説書が依然として要件に適合していない場合、通常、年度立法作業計画に従って実施されなくなる。

第十九条 審査過程において、条法司は次の作業を行うものとする。

- (一) 審査用の規則草案又は審査用の規則草案に係る主要問題を関係機関、組織、及び専門家に送付し、意見を求める。
- (二) 審査用の規則草案に係る主要問題について、末端組織に深く入り込んで綿密な調査を行い、末端の関係機関、組織、及び国民の意見を聴取する。
- (三) 重大な利益調整に係る審査用の規則草案については、シンポジウム、討論会、公聴会、委託調査などさまざまな形で議論と諮問を行い、広く関係者の意見を聴取する。

第二十条 審査用の規則草案が大きな利害調整に係わり、又は大きな意見相違があ

り、国民、法人又はその他の組織の権利と義務に大きな影響を与え、国民にとって一般的な関心事であるにもかかわらず、起草の過程で起草部門・機関が公聴会を開催しなかった場合、条法司は、局の関連する責任者に報告し承認を得た後、所定の手続に従って公聴会を開催することができる。

第二十一条 条法司は、審査用の規則草案又は修正草案及びその解説書などを社会に公表し公衆の意見を募集することができる。社会に公表し公衆の意見を募集する期間は通常、30日以上である。

第二十二条 条法司は、各方面の意見を慎重に検討し、起草部門・機関と共同で審査用の規則草案を修正し、審議用の規則草案及びその解説書を作成するものとする。解説書には、規則の制定によって解決されるべき主な問題、確立されるべき主な措置、及び関連する部門・機関との調整状況などが含まれるものとする。

審議用の規則草案及びその解説書は、条法司の司務会議で集団的な検討を経て採択された後、手続に従って「局務会議に提出して審議を受ける」旨の建議が提出される。

第五章 審議、公布と届出

第二十三条 規則は、国家知識産権局の局務会議で決定されるものとする。局務会議で規則草案を審議するにあたって、条法司の責任者が起草について解説し、起草部門・機関は必要に応じて補足説明することができる。

国家知識産権局が主管し、かつ国务院の他部門と共同で制定する規則は、局務会議の決定を経て、局の主要責任者によって署名された後、共同で制定する他部門に送付して連署・公布されるものとする。同規則には、国家知識産権局の命令通し番号が使用される。

国务院の他部門が主管し、かつ国家知識産権局と共同で制定する規則は、関連する司局の意見を求め、条法司から審査意見を提出された後、局務会議の審議を経て採択され、局の主要責任者及び共同で制定する部門の主要責任者によって連署・公布されるものとする。同規則には、主管機関の命令通し番号が使用される。

第二十四条 規則が局務会議で審議され採択された後、起草部門・機関は、関連規定に従って、それを提出して「マクロ政策整合性の審査」を求めるものとする。

第二十五条 国家知識産権局の命令には、規則の制定機関、通し番号、規則の名称、採択日、施行日、局の主要責任者の署名、及び公布日などの内容が記載されるものとする。

内容の一部のみが変更された規則については、変更された部分のみを公布することができる。

規則標準文の公布は、国家知識産権局公報又は国务院公報に掲載するほか、中国政府法制信息网（法制情報サイト）、中国知識産権報、及び国家知識産権局政府ウェブサイトに掲載するものとする。

第二十六条 規則は公布日から30日後に施行されるものとする。但し、公布直後に施行されないとその施行が妨げられる場合は、公布日から施行されることことができる。

第二十七条 規則が公布された日から30日以内に、条法司は『中華人民共和國立法法』及び『中華人民共和國法規規章備案審查（法規規則届出審查）条例』の規定に従い、国務院の届出審査業務機構に報告・送付と届出を行うものとする。条法司は、毎年1月31日までに、前年度に制定された規則の目録を国務院の届出審査業務機構に報告するものとする。

第二十八条 国務院の届出審査業務機構が審査した結果、「是正」又は「届出拒否」を勧告した場合、起草部門は条法司と協力し、通知を受け取った日から30日以内に、処理の状況を国務院の届出審査業務機構に報告するものとする。

審査した結果、規則の制定に技術的な問題がある場合、条法司は国務院の届出審査業務機構の処理意見に従って処理する。

第二十九条 規則を正式な英語訳文に翻訳する必要がある場合、起草部門・機関が翻訳を手配することに責任を負い、条法司が支援する。必要であれば、関連する専門機構又は人員に支援を依頼することができる。

第六章 解釈、改正と廃止

第三十条 規則を解釈する権限は、国家知識産権局に帰属する。規則が次の各号のいずれかに該当する場合、国家知識産権局が解釈する。

(一) 規則の規定の具体的な意味をさらに明確にする必要がある場合。

(二) 規則制定後、その適用根拠を明確にする必要がある新たな状況が生じた場合。

規則の解釈は、審査用の規則草案審査手続参照しながら、規則起草部門・機関が解釈草案を提出し、条法司が審査意見を提出し、手続に従って局務会議に報告し、審議の上公布する。

規則の解釈と規則は同等の効力を持つ。

第三十一条 規則が次の各号のいずれかに該当する場合、改正するものとする。

(一) 政策又は実務の必要性に基づき、内容の追加と削除を行う必要がある場合。

(二) 関連する法律、行政法規、国務院の決定などの根拠の改廃により、対応する改正を行うべき場合。

(三) 規定された主管機関又は実施機関に変更があった場合。

(四) 同一の事項について2つ以上の規則に規定があり、しかもそれらの規定が一致しない場合。

(五) 個別の条項が既存の法律、行政法規又は国務院の決定と一致しないが、基本的に経済社会の発展のニーズに適応しているため、引き続き実施する必要がある場合。

(六) その他、改正を必要とする場合。

規則改正の手続は、本規定第二章から第五章の規定を参照する。

第三十二条 規則が次の各号のいずれかに該当する場合、廃止するものとする。

(一) 規定された事項の実施が完了した場合、又は情勢の変化により引き続き実施する必要がなくなった場合。

(二) 関連する法律、行政法規、国務院の決定などの根拠の改廃により、立法根拠

が失われた場合。

- (三) 同一の事項が新しい規則によって規定され、かつ公布・施行された場合。
- (四) 主な内容が経済社会の発展のニーズに合わなくなった場合。
- (五) 主な内容が現行の法律、行政法規又は国务院の決定に抵触する場合。
- (六) その他、廃止を必要とする場合。

第三十三条 規則の改正又は廃止は、局務会議の審議を経て採択され、局の主要責任者によって署名され、国家知識産権局の命令により公布されるものとする。

第七章 付則

第三十四条 国家知識産権局が関連する法律、行政法規案の起草の手配に責任を負う場合の業務手続は、本規定を参照して実行する。

第三十五条 規則が公布された後の適切な時期に立法後評価を実施し、かつ評価結果を、関連する規則を改正又は廃止する際の重要な参考資料とすることができる。

起草部門・機関は、立法後評価作業の具体的な実施に責任を負う。必要であれば、条法司は独自に、又は起草部門・機関と共同で立法後評価作業を行うことができる。

第三十六条 本規定は2025年2月1日から施行される。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/1/2/art_99_197046.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。